

議案第7号

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について

大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町地域交通推進会議について、道路運送法の規定に基づく協議会としての位置付けに加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく協議会として位置付けることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例

大口町地域交通推進会議設置条例（平成17年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の促進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。次条において「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議するため、大口町地域交通推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施

第3条第1項を次のように改める。

推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) その他町長が必要と認める者

第3条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の促進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。次条において「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議するため、大口町地域交通推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 地域の交通環境の整備と改善及び新たな公共交通を構築する上で必要な検討を行い、将来に継続性のある交通網を実現するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議及び地域再生に向けた地域交通会議の枠組みに関する国土交通省としての考え方について（平成17年3月30日国自旅第309号）に基づく地域交通会議として、大口町地域交通推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p>
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施</u></p> <p>(6) <u>その他将来に継続性のある交通網を実現するために必要と認めること。</u></p> <p>(組織)</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他将来に継続性のある交通網を実現するために必要と認めること。</u></p> <p>(組織)</p>
<p>第3条 <u>推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>町議会の議員</u></p> <p>(2) <u>住民又は利用者の代表</u></p> <p>(3) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>関係行政機関職員</u></p> <p>(5) <u>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者</u></p> <p>(6) <u>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</u></p> <p>(7) <u>その他町長が必要と認める者</u></p>	<p>第3条 <u>推進会議は、委員20名以内で組織する。</u></p> <p>2. <u>委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。</u></p>

新	旧
	<p>(1) <u>町議会の議員</u> 2名</p> <p>(2) <u>町内企業、各種団体代表</u> 7名</p> <p>(3) <u>学識経験を有する者</u> 1名</p> <p>(4) <u>関係行政機関職員</u> 5名</p> <p>(5) <u>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者</u> 4名以内</p> <p>(6) <u>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</u> 1名</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

現行の大口町地域交通推進会議（以下「推進会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく協議会として設置していますが、今後予定している「地域公共交通計画の作成及び実施」に際しては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づく協議会を設置する必要があります。

このことから、現行の推進会議を道路運送法と活性化再生法の二つの法的根拠を持たせた協議会、いわゆる「二法協議会」として位置付けるため、改正を行うものです。

2 改正の概要

大口町地域交通推進会議設置条例に規定する設置条項に、根拠法令として活性化再生法を追加します。併せて、協議事項条項に地域公共交通計画の作成及び実施に関する記述を追加します。

また、組織条項において委員編成の融通を確保するため、委員の定数と各号委員に関する内訳人数の削除及び文言の整理を行います。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。